

備 考	
注意事項	
1 取引の関係者から請求があったとき、又は重要事項説明のときは、本証を提示すること。	
2 登録が消除されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。	
3 事務禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。	
4 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。	
5 本証を更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定する講習を受講すること。	